

日本で赤ちゃんが生まれたら・・・

大切な3つの手続き

赤ちゃんが生まれたときは、以下の手続きを行ってください。

A：両親が外国籍の場合・・・①、②、③の手続きをしてください。

B：両親のどちらかが日本国籍の場合、赤ちゃんは日本国籍を取ることができます。

日本国籍のみを取る場合は、①の手続きをします。

日本国籍と外国籍を取る場合は①と③の手続きを行ってください。



① 出生届け（日本の役所への届け）

生まれてから14日以内に住んでいる区市町村役場に出生届を出します。

*手続きは各市町村役場にお問い合わせ下さい。

*日本の所役に出生届を出さないと・・・

- ・日本での住民登録ができません。
- ・健康保険証を持つことができません。
- ・日本の在留資格の申請ができません。



② 在留資格（入管への申請）

生まれてから30日以内に必要な書類をそろえて「在留資格取得許可申請」をします。

書類や子供の在留資格の種類（親の在留資格による）については、出入国在留管理庁「外国人
在留総合インフォメーションセンター」にお問い合わせ下さい。

外国人
在留総合インフォメーションセンター
TEL 0570-013904

（平日：8：30～17：15）いろいろな言語で対応します。

*在留資格の申請をしないとどうなる…？

生まれてから30日を超えるとオーバーステイになります。

60日を超えて日本に滞在するには、生まれてから30日以内に入管に必ず申請してください。

③ 本国への登録（大使館・領事館）

子どもの国籍国の在日大使館（領事館）で出生届と
パスポートを発行します。

*本国への赤ちゃんの登録は、それぞれの大使館に
よって違うので、必ず確認してください。

*日本では本国が発行する旅券や出生証明書、国籍証明書が求められますが、それらが取得でき
ないと、海外に行く、結婚をする、就職するときに必要な書類が発行できなくなります。



※ わからないことがあったら、ぐんま外国人総合相談ワンストップセンターにお問い合わせください。（英語、
ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、中国語、ネパール語で対応します）

TEL 027-289-8275 （平日：9：00～17：00）